

京都市告示第606号

介護保険法第75条第2項、第82条第2項及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法第115条の5第2項の規定により、次のとおり廃止の届出がありました。

平成28年2月9日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名称及び 介護保険事業所番号	事業所所在地	廃止 年月日
アイワークス株式会社	訪問介護、介護 予防訪問介護	愛サービス指定訪問 介護事業所 [2674100645]	京都市山科区栂辻中在 家町28番地の51	平成28年1 月10日
株式会社悠生	居宅介護支援	株式会社悠生左京居 宅介護支援事業所 [2670600853]	京都市左京区川端通夷 川上る新生洲町106番 地 サンフェスタビル 2階	平成28年1 月10日

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)